

所管課		健康増進部保険年金課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策												
	第2章 共生共感都市		05 障がい者福祉		03 保健・医療・福祉サービスを充実する												
事業：重度障がい者医療費助成事業													整理番号	0123			
目的	身体障がい者及び知的障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図る。																
目標	所得制限の実施や国の公費負担制度等の優先使用の周知など受益者負担の適正化を図りつつ、公費負担制度を充実し、福祉医療制度を適正に運用する。																
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		136,226		コスト情報・評価	総コスト(千円)		139,797		総合評価	B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		64,032		内訳	事業費		136,226			効率性		A			
		国府支出金		72,194			人件費		3,571			有効性		B			
		地方債		0			公債費		0			事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。					
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		1,238								
							世帯あたり(円)		2,965								
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	障がい者等に対し、医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けられるようにし、保健・医療・福祉サービスを充実した。											
今後の方向性	国における医療保険制度等の動向や、大阪府内市町村の代表及び大阪府で構成する「大阪府福祉医療費助成制度に関する研究会」での検討を踏まえながら、持続可能な制度の構築に向け、福祉医療制度を適正に運用する。																

事業 優先順位		1	細事業: 重度障がい者医療費助成事業				整理 番号		01	
目的		身体障がい者及び知的障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図る。								
目標		所得制限の実施や国の公費負担制度等の優先使用の周知など受益者負担の適正化を図りつつ、公費負担制度を充実し、福祉医療制度を適正に運用する。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年	昭和48年度	根拠 法令	河内長野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例				
事業費・財源	事業費 財源内訳	事業費(決算額)(千円)		平成24年度	比較	コスト 情報・従事 職員数 参考	総コスト(千円)		平成24年度	比較
		一般財源		136,226			内訳		139,797	
		国庫支出金		64,032			事業費		136,226	
		地方債		72,194			人件費		3,571	
		その他特定財源		0			公債費		0	
				0			一人あたり(円)		1,238	
				0			世帯あたり(円)		2,965	
				0			職員数(人)		0.45	
				0			再任用職員数(人)		0.00	
今後の 方向性		対象者の疾病又は負傷について、保険給付が行われた場合における療養に要する費用のうち規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	65歳未満で次のいずれかに該当する者①身体障がい者手帳1級・2級②療育手帳A③療育手帳B1かつ身体障がい者手帳 対象者764人(H25.3末)					
	A	A	B							

事業：重度障がい者医療費助成事業

1. 重度障がい者医療費助成事業の概要

64 歳以下の障がい者等に対し、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者

・ 64 歳以下で次の一つに該当する者

① 1～2 級の身体障がい者手帳所持者

② 重度の知的障がい者

③ 中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者

(2) 所得制限 本人所得 462 万 1 千円（単身）

(3) 一部自己負担額

1 医療機関あたり入通院 各 500 円/日（月 2 日限度）。1 ヶ月あたり負担限度額 2,500 円

(4) 府補助率 1/2

2. 重度障がい者訪問看護利用料助成事業の概要

指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける重度の障がい者に対し、利用料の一部を助成することにより、健康の保持及び増進に必要な訪問看護の利用を促進、福祉の向上を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者、所得制限

「重度障がい者医療費助成事業」及び「老人医療費助成事業」（後期高齢者医療の対象者を除く）と同様

(2) 府補助率 1/2

(3) 利用限度

週 3 回（ただし、末期がん及び頸椎損傷、人工呼吸器を使用している場合等例外を除く）

(4) 利用者負担 1 割

(5) 助成方法

償還払い（ただし、あらかじめ了解を得た訪問看護ステーションからの請求により支払う場合は、この限りではない）

細事業：重度障がい者医療費助成事業

1. 重度障がい者医療費助成事業の実績

3 月末現在

年度	扶助費		対象者数（人）				64 歳以下 人口（人）
			合計	内訳			
	助成額(円)	件数		身体障がい者	知的障がい者	合併者	
24	131, 324, 960	21, 064	764	468	282	14	82, 305

2. 重度障がい者訪問看護利用料助成事業の実績

・ 対象者数：のべ 164 人

・ 助成日数：1,423 日

・ 助成金額：2,743,985 円（扶助費）